

薬第536号
平成27年10月19日

宇都宮市保健所長 様

栃木県保健福祉部長 近藤 真寿



独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

このことについて、平成27年10月9日付け薬生副発1009第1号により厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室長から別添写しのとおり通知がありましたので、御了知願います。

なお、下記関係団体の長宛て別途通知しましたことを申し添えます。

記

一般社団法人栃木県医師会
一般社団法人栃木県歯科医師会
栃木県病院協会
一般社団法人栃木県私的病院協会
一般社団法人栃木県薬剤師会
一般社団法人栃木県病院薬剤師会
一般社団法人栃木県医薬品登録販売者協会
栃木県配置薬協議会
栃木県医薬品卸協会

栃木県保健福祉部
薬務課薬事審査担当
TEL:028-623-3120
FAX:028-623-3121



薬生副発 1009 第 1 号
平成 27 年 10 月 9 日

栃木県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長
（ 公 印 省 略 ）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、広く国民や医療機関に制度を認知していただく必要があるため、その周知に努めているところです。

制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構においても、毎年、10 月 17 日から 23 日の「薬と健康の週間」を中心に 12 月までの約 3 か月間を「救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者の認知度向上を目的としたキャンペーンを展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。

また、この集中広報の具体的な内容を紹介した Web ページを作成し、下記の「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」にリンク付けしております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、貴管内市町村及び医療機関等にご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

集中広報の実施内容

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポット CM
- Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導）
(http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html)
- 医療関係専門誌への広告掲載 など

